

雨竜町告示第30号

雨竜町普通財産の公売について

次のとおり、普通財産を公売（一般競争入札）するので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告する。

令和6年4月24日

雨竜町長 白川久純

1. 競争入札に付する事項

物件番号	物件名	建物構造	土地面積
1	旧黎明地区コミュニティセンター (雨竜町字満寿 32 番地 281) (雨竜町字満寿 32 番地 283)	木造平屋建 床面積 164.43 m ²	747.96 m ²

2. 予定価格

210,000円（税込み）

3. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 雨竜町に住所を有する個人及び法人
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 町税等を滞納していない者
- (4) 自らが利用する目的に限る。
- (5) 購入後は適正に管理する。

4. 契約事項を示す場所及び機関に関する事項

- (1) 場 所 雨竜町役場1階 総務課総務担当
- (2) 期 間 令和6年5月1日から令和6年5月31日まで（役場閉庁日除く）
- (3) 時 間 午前9時00分から午後5時00分まで（正午から午後1時までの間を除く）

5. 入札参加申し出受付期間

- (1) 期 間 令和6年5月1日から令和6年5月31日まで
- (2) 場 所 雨竜町役場1階 総務課総務担当
- (3) 時 間 午前9時00分から午後5時00分まで（正午から午後1時までの間を除く）
- (4) 提出書類 参加申込書（規程様式）
添付書類 個人～住民票
法人～登記事項証明書

6. 入札及び開札

- (1) 場 所 雨竜町役場2階 大会議室
- (2) 日 時 **令和6年6月6日（木）午前11時30分から**
- (3) 入札保証金

入札参加者は、入札執行前に見積もった契約金額（消費税相当額を含んだ額）の100分

の10に相当する額以上の入札保証金を納付しなければなりません。

ただし、入札保証金の納付を免除された場合は、この限りではありません。

(4) 入札保証金の帰属

落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は、町に帰属します。また、落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札金額（消費税相当額を含んだ額）の100分の10に相当する額の違約金を町に納付しなければなりません。

(5) 入札保証金の返還

落札者が決定した場合は、落札者以外の者が納付した入札保証金は返還します。再度入札の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金はすべて返還します。

(6) 入札保証金等の充当

落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

(7) 入札

入札参加者は、入札書に必要事項を記載し記名押印、封書のうえ、自己の氏名を表記して提出（入札箱に投入）しなければなりません。

(8) 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

(9) 代理

入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し代理人が押印して入札するものとします。代理人は、2人以上の者を代理することはできません。

(10) 入札の辞退

入札参加者として指名された者が入札に参加できない場合は、その旨あらかじめ文書等により、契約担当者に連絡してください。入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱を行うことはありません。

(11) 入札書書替え等の禁止

入札提出者又はその代理人は、その提出した入札書を書き替え、引き替え、又は撤回することはできません。

(12) 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

①入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札。

②入札書の記載金額を加除訂正した入札。

③入札書に記名押印がない入札。

④入札保証金が不足する者のした入札。

⑤一の入札者又は代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札。

⑥代理人が2人以上の者の代理をしていた入札。

- ⑦入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札。
- ⑧無権代理人がした入札。
- ⑨予定価格を下回るもの。
- ⑩入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札。
- ⑪入札に関する条件に違反した入札。
- ⑫その他入札に関し不正の行為があった者のした入札（当該行為が契約締結前に明らかとなったものに限る。）

(13) 開札

開札は、公告又は通知した場合において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行ないます。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

開札に立ち会わなかった場合は、開札の結果に異議を申し立てることはできません。

(14) 再度入札

開札の結果、予定価格以上の入札がないときは、再度入札を実施します。

再入札に参加することができる者は、(8)の規定により無効とされなかった者に限りま

(15) 入札の取やめ等

支出負担行為担当者が入札を公平に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取やめることがあります。

(16) 入札結果の公開

入札物件について、参加者全員の入札額（落札額含む）及び落札者名は公開とします。

(17) 不正行為に伴う損害賠償等

入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。

(18) 落札者の決定

有効な入札を行なった者のうち、予定価格を超えた最高価格で入札した者を落札者とします。落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせます。

(19) 最高価格の入札者を落札者としめない場合

開札の結果、次いずれかに該当すると認められたときは、最高の価格で入札した者を落札者としめない場合があります。

- ①当該申込みに係る入札金額によっては、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれのあるとき
- ②その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當をみとめられるとき。

7. 契約

(1) 契約の締結

落札者が当該契約を締結しようとするときは、支出負担行為担当者から作成した契約書に記名押印のうえ、落札決定の通知を受けた日から7日以内に支出負担行為担当者に提出しな

ければなりません。

(2) 契約費用の及び租税公課等

- ①契約に貼付する収入印紙の費用は、落札者の負担となります。
- ②所有権の移転登記に必要な登録免許税等は、落札者の負担となります。
- ③その他契約に要する費用は、落札者の負担となります。

(3) 随意契約

入札物件について、入札者がいない場合、または再入札を実施しても落札者が無い場合は、随意契約にて売払う場合があります。

8. 所有権の移転及び物件の引き渡し

- (1) 所有権は代金完納と同時に移転します。
- (2) 不動産は現状引き渡しとします。

9. その他

- (1) 公売財産については、入札前にその現況を必ず確認してください。
- (2) 境界確認、不動産内にある動産等の取り扱いは、すべて買受人の責任において実施してください。